

## ●外部評価対応委員会運営要綱

〔平成 29 年 10 月 4 日〕  
〔日本学術会議第 255 回幹事会決定〕

(設置)

**第 1** 外部評価対応委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

**第 2** 委員会は、外部評価実施規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、有識者による外部評価の実施に係る事項について審議を行い、対応する。

(組織)

**第 3** 委員会は、会長、副会長及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

(設置期限)

**第 4** 委員会は、平成 32 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

**第 5** 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

(雑則)

**第 6** この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。